

Proposition 65の最新動向と対策

～環境法の“厳格化”がもたらす 新たなリスクとコンプライアンス戦略～

2025年9月9日

ジェトロプラットフォームコーディネーター
(SGR法律事務所) 小島 清顕・山崎 真司

講師紹介

Smith, Gambrell & Russell, LLP (SGR)

いつでもお気軽にお問い合わせください。

小島 清顕
Kiyoaki (Kiyo) Kojima
Partner

Smith, Gambrell & Russell, LLP
Suite 10001105 W. Peachtree St. N.E.
Atlanta, GA 30309
TEL: 404-815-3893
E-mail: kkojima@sgrlaw.com



小島清顕 名刺
Eight QRコード



<https://www.sketchy.org.uk/deco>

【経歴】

日本出身。実家は神奈川県、小田原市。幼少期から米国在住。
ロチェスター大学で政治学・経済学、同時期にイーストマン音楽学校にてファゴットを学ぶ。二重学位取得後、インディアナ大学ロースクールと音楽校に同時進学。JD取得後、2003年からホームタウンのジョージア州アトランタ市を拠点に米国各地で弁護士業務を営む。

法人設立・再編やコンプライアンス、M&A・JV等各種取引アドバイス、
雇用・労務案件、ポリシー作成、紛争対応(特に調停と仲裁)、企業
誘致・土地選定・助成金の交渉と文書化、その他各種法務に対応。

The Best Lawyers in America®, Atlanta, Mergers and Acquisitions Law (2025)

<その他所属> (着任時系列順)

- NEXsTokyo (東京都) メンター
- 地域間経済交流事業 (東京都) テキサス州サポーター
- JETRO サンフランシスコ&ニューヨーク: 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム法務コーディネーター
- 経産省 Healthcare Innovation Hub (通称:InnoHub) アドバイザー
- 厚生労働省 MEDISO 非常勤サポーター
- IDEC 横浜企業経営支援財団・海外サポートデスク登録
- ジョージア州日本商工会前会長
- ジョージア州日米協会理事

JETRO

SGR

講師紹介

Smith, Gambrell & Russell, LLP (SGR)

いつでもお気軽にお問い合わせください。

山崎 真司
Shinji Yamazaki
Counsel

Smith, Gambrell & Russell, LLP
Address Suite 1000
1105 W. Peachtree St. N.E.
Atlanta, GA 30309
E-mail syamazaki@sgrlaw.com



【経歴】

2013 年弁護士登録後、TMI 総合法律事務所にて
M&A、コーポレート・ガバナンス、人事労務等に従事。

2022 年米国デューク大学ロースクール(LL.M.)を修了。
同年8月から1年間SGR法律事務所にて勤務。

TMI総合法律事務所に復帰後、クロスボーダーM&A、
日系企業の米国進出、米国人事労務等に対応。

2024年8月よりSGR法律事務所カウンセラーとして、
米国におけるM&A、企業法務、人事労務等を取り扱う。

2025年10月よりSGR LAオフィスにて勤務予定。

一橋大学法学部、慶應義塾大学法科大学院卒。
東京弁護士会・ニューヨーク州弁護士。

JETRO



本セミナーの概要

I. はじめに	P.5
II. Proposition 65の基本のキ	P. 12
III. Prop 65に係る近年の動向	P. 20
IV. 企業が直面する具体的な課題と対策	P. 37
V. 新法と他州の動向	P. 46
VI. おわりに	P. 53

I. はじめに

I. はじめに

□ 本セミナーの目的

a. Proposition 65の**基礎理解**を再確認:

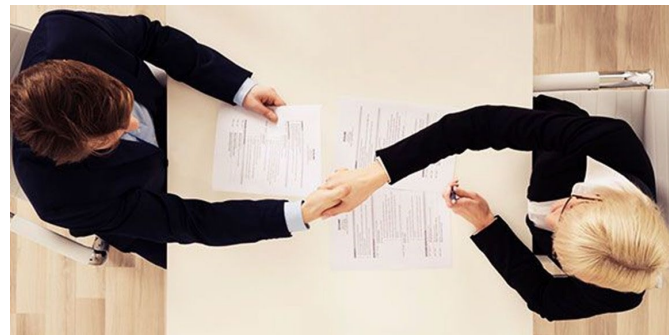
👉 Prop 65の**仕組み**や**適用範囲**を整理

b. **実務に直結する対応策**を検討:

👉 具体事例、製品・サプライチェーン管理の方法を紹介し、自社のリスク低減に役立つ具体的アクションにつなげる

c. 規制強化と**将来動向**への備え:

👉 Prop 65の最新改正や、**AB 1148**、**EPR**及び**オレゴン州・ワシントン州**の規制動向を把握し、今後のコンプライアンス戦略を見据える



I. はじめに

□なぜ今、Prop 65？

1. 規制の厳格化:

✓ 2018年改正

👉 ⚠️ **マークの導入、化学物質名の明記義務、
EC販売警告ルール追加**

✓ 短縮版警告の見直し(2025年1月1日施行、3年間の移行期間あり)

👉 **短縮版でも化学物質名を明記が必要に**

✓ Prop 65以外の州法案の動き

👉 **特定の有害化学物質の使用そのものを禁止する法案(AB 1148)**



I. はじめに

□なぜ今、Prop 65？

1. 規制の厳格化: 化学物質の追加

- ✓ OEHHAのウェブサイトに規制物質の一覧がアップデートされる
- ✓ 2023年以降現在に至るまでに追加された化学物質👉

Chemical	Type of Toxicity	Date Listed
Bisphenol S (BPS)	male	3-Jan-25
Vinyl acetate	cancer	3-Jan-25
Bisphenol S (BPS)	female	29-Dec-23
Coal-tar pitch	cancer	17-Nov-23
Fluoro-edenite fibrous amphibole	cancer	17-Nov-23
Silicon carbide whiskers	cancer	17-Nov-23
Anthracene	cancer	11-Aug-23
2-Bromopropane (2-BP)	cancer	11-Aug-23
Dimethyl hydrogen phosphite	cancer	11-Aug-23
Leucomalachite green	cancer	21-Apr-23
1,1,1-Trichloroethane	cancer	21-Apr-23
1-Bromo-3-chloropropane	cancer	27-Jan-23
1-Butyl glycidyl ether	cancer	27-Jan-23
Glycidyl methacrylate	cancer	27-Jan-23

<https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-list>

I. はじめに

□なぜ今、Prop 65？

2. 他州への規制の広がり:

✓ Prop 65同様の厳しい規制が西海岸の他州でも始動

a. オレゴン州: Toxic-Free Kids Act

- ・ 内容: 子ども向け製品に含まれる有害化学物質の報告義務と段階的な制限
- ・ 発効: 2017年1月1日～(2025年に改正ルール適用開始)

b. ワシントン州: Safer Products for Washington

- ・ 内容: PFAS、フタル酸、ビスフェノール等の有害化学物質を含む製品の規制・報告義務
- ・ 発効: 2023年7月1日～(制限適用は2025年以降)



👉 規制の波は他州、全米へ拡大中

I. はじめに

□なぜ今、Prop 65？

3. 訴訟リスクの継続: Out-of-Court Settlements

年度	件数	Civil Penalty	Attorney's Fees/Costs	Total
2022	742	\$1,846,093	\$14,561,999	\$16,486,960
2023	1,083	\$3,108,421	\$23,859,446	\$27,055,462
2024	1,082	\$3,507,205	\$23,214,609	\$26,721,814
2025	774	\$2,207,672	\$17,193,435	\$19,413,955

👉 件数は高止まりしており、Prop 65をめぐるクレームは今後も継続

👉 弁護士費用が全体に占める割合の高さ・・・賞金稼ぎ目的

I. はじめに

□なぜ今、Prop 65？

3. 訴訟リスクの継続: Court-Approved Judgments (2022–2025)

年度	件数	Civil Penalty	Attorney's Fees/Costs	Total
2022	154	\$1,915,766	\$7,395,141	\$10,300,751
2023	240	\$4,081,742	\$17,135,841	\$23,155,072
2024	303	\$10,687,616	\$57,703,564	\$76,300,405
2025	191	\$1,717,890	\$9,876,664	\$12,468,608

👉 Out-of-Court Settlements **同様の傾向**

👉 2024年に**大規模クレーム**あり・・・近年の動向として後述

II. Proposition 65の基本の「キ」

II. Proposition 65の基本の「キ」

□ Proposition 65とは

- ✓ 正式名称: The Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986

👉 カリフォルニア 州法

- ✓ 目的:

- がんや生殖毒性をもつ化学物質からカリフォルニア州民を守る
- 消費者に「知る権利」を与える

- ✓ 仕組み:

- **OEHHA** (Office of Environmental Health Hazard Assessment) が有害化学物質リストを公表
- 企業は曝露があれば警告表示を行う義務



II. Proposition 65の基本の「キ」

□対象と範囲

✓ 適用対象:

- 従業員**10名以上**の企業
- カリフォルニア**州内**で**事業**を行うすべての事業者(**国内外問わず**)

✓ 規制内容:

- 消費者製品の**警告表示**
- 事業所や環境への**曝露の警告**
- 飲料水源への**化学物質放出禁止**



II. Proposition 65の基本の「キ」

□ 化学物質リスト

- ✓ 初回(1987年): **30**物質
- ✓ 現在: 約 **1,000**物質近く
 - OEHHAの[ウェブサイト](#)で一覧がアップデートされる
- ✓ 例:
 - **鉛(Lead)**: 金属部品、電子部品、食品
 - **フタル酸エステル**: プラスチック、玩具
 - **PFAS**: 食品包装、撥水加工



II. Proposition 65の基本の「キ」

□ 警告表示の仕組み

✓ 警告例:

-  **WARNING: This product can expose you to...**

✓ 警告要件:

- **黄色三角のシンボル**(背景が白黒の場合はモノクロ可)
- 「**WARNING:**」の文字
- **化学物質名、リンク**(www.P65Warnings.ca.gov)

✓ 特例:

- **食品**はシンボル不要
- **短縮版警告**について後述



II. Proposition 65の基本の「キ」

□ Safe Harbor Rule (セーフハーバー規定)

✓ 一部物質につき曝露レベルが以下の基準未満なら警告不要

- 発がん性物質 ⇒ **NSRL** (No Significant Risk Level)
 - ・・・生涯曝露で 10万人に1人ががんになるリスク に相当するレベル未満
- 生殖毒性物質 ⇒ **MADL** (Maximum Allowable Dose Level)
 - ・・・実験で認められる 最も低い影響量を1000で割った値

✓ ポイント:

- 基準未満なら警告ラベル不要 → 訴訟防御にも有効
- セーフハーバーの有無・数値については

<https://oehha.ca.gov/proposition-65/general-info/proposition-65-no-significant-risk-levels-nsrsls-and-maximum-allowable-dose-levels-madls>



JETRO



II. Proposition 65の基本の「キ」

□ 罰則と訴訟リスク

✓ 違反した場合：

- 最大 **\$2,500／日／違反** の民事罰

✓ 執行：

- カリフォルニア州司法長官、地方検事
※**OEHHA**自体ではない
- 「**Private Parties**」による活動も活発

✓ 訴訟傾向：

- 大半は**警告不備 → 和解金支払い**によって解決
- **弁護士費用が和解金の大部分**を占める



II. Proposition 65の基本の「キ」

□ ご参考

✓ ジェトロサンフランシスコ主催

「最新Proposition65 解説セミナー」(2023年1月19日開催)

講師:小島清顕 弁護士・木村勇人 弁護士(Smith, Gambrell & Russell, LLP)

<https://www.jetro.go.jp/biz/seminar/2023/fc3a94ef2ac9464e.html>

✓ Proposition 65 Q&A 20選(2023年9月28日付)

作成:JETRO San Francisco 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

小島清顕 弁護士・木村勇人 弁護士(Smith, Gambrell & Russell, LLP)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jetro/overseas/us_sanfrancisco/platform/Proposition65_QA20.pdf

III. Prop 65に係る近年の動向

III. Prop 65に係る近年の動向

□ Prop 65クレームの動向分析・・・総論

(1) Court-Approved Judgment (= Consent Judgment)

- ✓ 当事者間で合意した和解内容を**裁判所に提出**し、判決として承認されたもの
- ✓ 裁判所が承認 → **判決として強制力を持つ**公開裁判記録として残る(透明性・抑止力)
- ✓ **裁判所が内容を審査**

(2) Out-of-Court Settlement (裁判外和解)

- ✓ 当事者間で合意して解決するが、**裁判所には提出しない**和解
- ✓ 契約としてののみ有効(守られない場合は**契約違反訴訟が必要**)
- ✓ 裁判所の**審査はなし**
- ✓ 少額案件や迅速な解決を求めるケースが多い



III. Prop 65に係る近年の動向

□ Prop 65クレームの動向分析①・・・裁判所による解決

✓ 再掲: Court-Approved Judgments (2022–2025)

年度	件数	Civil Penalty etc.	Attorney's Fees/Costs	Total
2022	154	\$1,915,766	\$7,395,141	\$10,300,751
2023	240	\$4,081,742	\$17,135,841	\$23,155,072
2024	303	\$10,687,616	\$57,703,564	\$76,300,405
2025	191	\$1,717,890	\$9,876,664	\$12,468,608

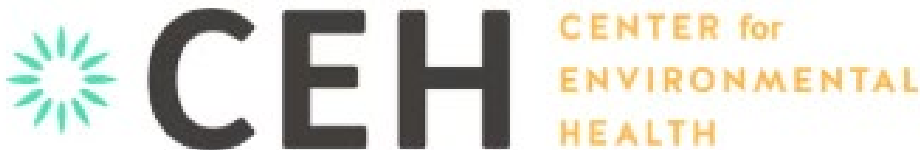
👉 2024年のCivil Penalty etc.の金額のうち**約7割(\$7,058,003)**が
Center for Environmental Healthという**NPO**が**複数のアパレル企業**に提起した案件

III. Prop 65に係る近年の動向

□ Center for Environmental Healthの概要

✓ 基礎情報

- 設立: 1996年
- 本部: **米国カリフォルニア州**オークランド
- 法人格: **非営利団体 (NPO)**, 501(c)(3))
- 公式サイト: <https://ceh.org>



✓ ミッション

- 「すべての人が安全で健康的な環境で暮らし、学び、働ける世界をつくる」

✓ 活動内容

- **Prop 65訴訟による有害化学物質の削減** (鉛・六価クロム・BPA・PFAS等)
- 政策提言・キャンペーン他

III. Prop 65に係る近年の動向



□ CEHが提起したProp 65関連訴訟(2024)

1. 全体の流れ

- 2019–2020年

革手袋・革靴に含まれる **六価クロム(CrVI)** をターゲットに、Notice of Violationを送付

➡ ZARA, Nordstrom, Valentino, Teva など**大手ブランド・小売店**を含む

- 2021–2022年

新たに **BPA(ビスフェノールA)入りソックス** を対象に拡大

➡引き続き**大手ブランド・小売店**(Gap, Adidas, Victoria's Secret, Walmart など)

- 2023–2024年

再び**革靴と革手袋**に含まれる**六価クロム(CrVI)** を中心に、様々なブランドに拡大

➡**高級ブランド**(Off-White, Tod's, Dolce & Gabbana)から、**アウトドア系**(Columbia)まで

III. Prop 65に係る近年の動向

□ CEHが提起したProp 65関連訴訟(2024)

2. ターゲット概要

- 化学物質

- 六価クロム(CrVI): 革靴、革手袋、ゴルフグローブ
- ビスフェノールA(BPA): ソックス

- 製品カテゴリ

- 革手袋: **Zara**, J.Crew, **Dolce & Gabbana**, Hugo Boss, **Columbia**
- 革靴・サンダル: **Nordstrom**, Off-White, **Valentino**, Tod's, Everlane, **Columbia**, Reef
- ソックス: **Gap**, **Adidas**, **Puma**, Victoria's Secret, **Walmart**, Skechers
- スポーツグローブ: **Nike**, **Callaway**



III. Prop 65に係る近年の動向

□ CEHが提起したProp 65関連訴訟(2024)

3. 和解の内容(例)

(1) 製品改善(Reformulation)

- ✓ 六価クロムを発生させない革製造プロトコル導入
- ✓ 革靴・革手袋など皮膚接触部を段階的に100%切替え

(2) 警告表示(Warning)

- ✓ 実行困難な製品は Prop 65 警告ラベルを付与

(3) サプライチェーン管理(Documentation)

- ✓ サプライヤーに通知・認証書を取得
- ✓ 証拠書類・試験データを5年間保存

(4) 金銭的賠償(Payments)

- ✓ 民事罰(Civil Penalty)、追加和解金(Payment in Lieu)、弁護士費用



III. Prop 65に係る近年の動向

□ Prop 65クレームの動向分析②・・・裁判外の和解

再掲: Out-of-Court Settlements

年度	件数	Civil Penalty	Attorney's Fees/Costs	Total
2022	742	\$1,846,093	\$14,561,999	\$16,486,960
2023	1,083	\$3,108,421	\$23,859,446	\$27,055,462
2024	1,082	\$3,507,205	\$23,214,609	\$26,721,814
2025	774	\$2,207,672	\$17,193,435	\$19,413,955

👉 今回は2024年の1,082件を分析

III. Prop 65に係る近年の動向

□ 裁判外和解の傾向2024・・・①化学物質ランキング

1. 鉛(Lead): **437**件
2. DEHP(フタル酸ジ-2-エチルヘキシル): **231**件
3. 鉛および鉛化合物: **84**件
4. ガソリン蒸気(Unleaded Gasoline (Wholly Vaporized)): 57件
5. ジエタノールアミン: 51件
6. 六価クロム化合物: 36件
7. DINP(別のフタル酸): 30件
8. PFOA(PFASの一種): 21件
9. DEHPの複合表記: 19件
10. BPA(ビスフェノールA): 19件



➡ **鉛系(Lead系)が全体の約48%**
➡ **フタル酸系(DEHP)も約25%**

III. Prop 65に係る近年の動向

□ 裁判外和解の傾向2024・・・②原告ランキング

1. Ema Bell: **124**件 (2025年: **91**件)
2. Environmental Health Advocates, Inc.: **121**件 (2025年: **25**件)
3. Gabriel Espinoza: **104**件 (2025年: **90**件)
4. Dennis Johnson: **83**件 (2025年: **85**件)
5. Keep America Safe and Beautiful: 69件
6. Precila Balabbo: 55件
7. CA Citizen Protection Group, LLC: 42件
8. CalSafe Research Center, Inc.: 38件
9. Consumer Advocacy Group, Inc.: 34件
10. Environmental Research Center, Inc.: 34件



- ⇒ 「**常連**」が多くを占める
- ⇒ 個人は**特定の弁護士**を起用
- ⇒ 団体も、**代表者が弁護士**のケースも

III. Prop 65に係る近年の動向

□ 裁判外和解の傾向2024・・・③被告ランキング

1. Quik Stop Markets, Inc.: 11件
2. Hong Sar LLC: 10件
3. American Exchange Time LLC: 6件
4. Amazon.com, Inc.: 5件
5. Chase, Inc.: 5件
6. Enchante Accessories, Inc.: 5件
7. Home Essentials & Beyond, Inc.: 5件



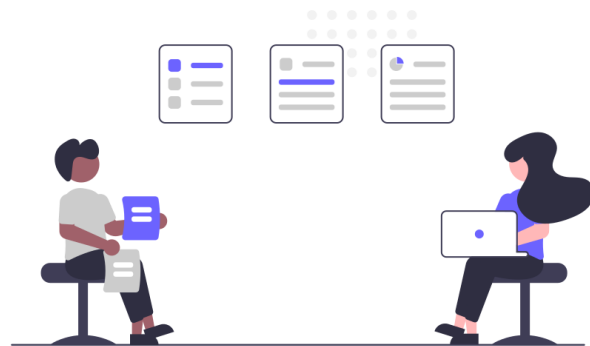
- ➡ 小売業者や輸入業者が頻繁に狙われている
- ➡ Amazonも少なくとも5件和解・・・大手ECも例外ではない

III. Prop 65に係る近年の動向

□ 裁判外和解の傾向2024・・・④和解金に関する分析

1. 全体傾向

- ✓ 平均: 約 \$49,348
- ✓ 中央値: 約 **\$20,000**
- ✓ 分布: **\$500** ～ **\$745,000**
- ✓ 典型パターン:
 - 民事罰 (Civil Penalty): \$2,000 前後**
 - 弁護士費用: \$20,000弱**



III. Prop 65に係る近年の動向

□ 裁判外和解の傾向2024・・・ ④和解金に関する分析

2. 個別分析(\$500のケース)

✓ Civil Penalty: **\$375** + Attorney's Fees: **\$125** (事務手数料)

✓ 特徴:

- **特別簡易是正手続き** (Special Compliance Procedure)
- 飲食店での**アルコール提供関連**
- **弁護士費用請求不可** (事務手数料のみ)
- 民事罰も**最小限** (375ドル)



III. Prop 65に係る近年の動向

□ 裁判外和解の傾向2024・・・ ④和解金に関する分析

3. 個別分析(\$745,000のケース)

✓ Civil Penalty: \$250,000 + Attorney's Fees: \$495,000

✓ 特徴:

- ・ 大規模ECプラットフォーム(AliExpress)が被告
- ・ 製品数も複数(はんだ線・釣り用おもり)
- ・ 曝露経路も複数(経口・皮膚・吸入)

➡ 大企業・多数製品・重大リスク で高額化



JETRO

SGR

III. Prop 65に係る近年の動向

□ 裁判外和解の傾向2024・・・ ④和解金に関する分析

4. 個別分析(\$20,000(典型)のケース)

✓ Civil Penalty: \$2,000 + Attorney's Fees: \$18,000

✓ 特徴:

- 食品(特にスパイス、ソース、ペースト)が多い
- サプリメント、調理器具、子供用品なども
- 化学物質は鉛が多い傾向
- 被告も大規模企業でないケースが多い
- 和解内容も、「警告表示の実施＋鉛の低減＋賠償金」が典型

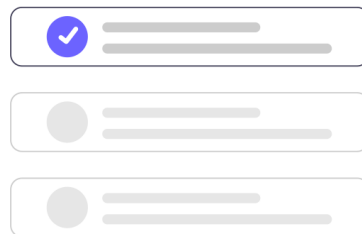


III. Prop 65に係る近年の動向

□ 裁判外和解の傾向2024・・・ ④和解金に関する分析

5. まとめ

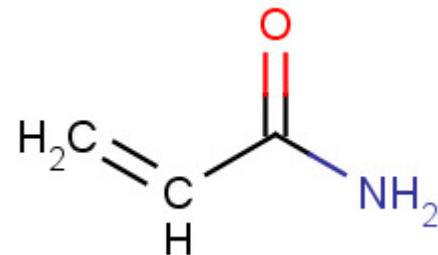
- ✓ 鉛とフタル酸が圧倒的(全体の7割以上)
- ✓ ごく少数の原告団体／個人が活発的に活動
- ✓ 和解金の大部分は弁護士費用
- ✓ 被告は 輸入業者・小売業者・大手EC と多様
- ✓ 典型的な和解金額は \$20,000前後も、
企業規模・製品数・健康リスク次第で高額化



III. Prop 65に係る近年の動向

□ アクリルアミドをめぐる訴訟

- ✓ 原告: カリフォルニア州 **商工会議所** (CalChamber)
- ✓ 被告: 州司法長官
- ✓ 争点: **食品・飲料中**のアクリルアミドについて **Prop 65 警告義務**を強制することは憲法修正第1条違反(**商業的言論の自由侵害**)か
- ✓ 経過:
 - **2021年3月**: 連邦地裁で予備的差止命令(暫定措置) ➡ その後最高裁で確定
 - **2025年5月**: 連邦地裁で恒久的差止命令(本案判決)
➡ 食品・飲料中アクリルアミドに関する**Prop 65警告義務の執行を恒久的に禁止**
 - **2025年6月2日**: 州司法長官は、米国第9巡回区控訴裁判所に**控訴**



IV. 企業が直面する具体的な課題と対策

IV. 企業が直面する具体的な課題と対策

□ 近年の動向を踏まえた課題（総論）

✓ 訴訟リスクの多様化：

小規模（飲食店・小売）から中規模（輸入食品・日用品）、大規模（EC・大手小売）まで、**ターゲットは広範**

✓ サプライチェーンの盲点：

検査不足や材料変更等により、意図せず違反製品を流通させるリスク

👉 商流におけるポジションごとの対策が必須



IV. 企業が直面する具体的な課題と対策

□ 近年の動向を踏まえた課題（プレイヤー別）

1. 製造業者（メーカー）

a) 課題

- ✓ 原料や製造工程からの**鉛・フタル酸・BPA**等の混入リスク
- ✓ **材料変更**や**工場変更時**の化学物質レベル変動
- ✓ **海外工場**ではProp 65規制認識が乏しいことがある

b) 対策

- ✓ 原材料調達段階からの化学物質管理（**サプライヤー開示義務**）
- ✓ **第三者試験所**による**定期的**な分析
- ✓ **新製品投入時**は事前にProp 65評価を実施
- ✓ 原材料契約に「**Prop 65遵守の表明保証条項**」を組み込み、逸脱時の補償を明記



IV. 企業が直面する具体的な課題と対策

□ 近年の動向を踏まえた課題（プレイヤー別）

2. 輸入販売業者

a) 課題

- ✓ 米国外製造品の**リスクを背負う立場**
 - 👉 訴訟は輸入元に向けられやすい
- ✓ サプライヤーがProp 65を理解していないことが多く、**情報開示が不十分**

b) 対策

- ✓ **サプライヤー契約**に「Prop 65遵守義務」と「検査実施」を明記
- ✓ 工場・材料変更時の**事前通知**をサプライヤーに義務化
- ✓ 自社で**抜き取り検査**を行う



IV. 企業が直面する具体的な課題と対策

□ 近年の動向を踏まえた課題（プレイヤー別）

3. 小売業者・EC業者

a) 課題

- ✓ 仕入先・出品者任せにすると、警告表示欠如のリスクが自社に及ぶ
- ✓ 一方で、取扱商品が膨大
 - 👉 全商品を検査するのは現実的に不可能

b) 対策

- ✓ 仕入先・出品者に対しProp 65遵守を契約条件とし、表示責任を明確化
- ✓ 高リスクカテゴリー（食品、サブリ、調理器具、子ども用品）を優先順位を付けて監視
- ✓ (EC)システム上で警告文を必須化



IV. 企業が直面する具体的な課題と対策

□ 60-Day Noticeを受領したら

✓ 60-Day Notice

Private Partiesが訴訟を提起するためには、**違反者及び関連する当局**に対して、違反に関する**60日前通知（60-Day Notice）**を行う必要があり、**60日経過後に、訴訟を開始**することができる。

👉 60-Day Noticeは検索可能：

<https://oag.ca.gov/prop65/60-day-notice-search>

IV. 企業が直面する具体的な課題と対策

□ 60-Day Noticeを受領したら

✓ Noticeの法定記載事項

- 通知日 (Notice Date)
- 通知者 (Noticing Party) の氏名／団体名・住所・連絡先
- 被通知者 (Alleged Violator) の会社名・住所
- **対象化学物質の特定** (例: Lead, DEHP)
- ※「**セーフハーバー超過**」に関する情報は**不要**
- **曝露経路** (経口・皮膚・吸入など)
- 違反の説明 (**警告なしに曝露を引き起こした旨**)
- 法的根拠 (Health & Safety Code § 25249.6 等)
- **Certificate of Merit** (合理的な根拠があることの宣誓)



IV. 企業が直面する具体的な課題と対策



□ 60-Day Noticeを受領したら

✓ 具体的な初期アクション

- 受領日を確認し、**60日間のカウントを開始**
- 社内**対応体制**の構築（経営陣、法務、品質保証、調達部門）
- 法務部や弁護士に**速やかに相談**

👉 60日間は**非常に短い**

👉 放置すると**原告側に訴訟提起の権利が発生**

IV. 企業が直面する具体的な課題と対策

□ 60-Day Noticeを受領したら

✓ 典型的な流れ

1. 事実調査

対象製品を特定（サプライヤーから成分情報取得、第三者ラボでの検査等）

2. リスク評価

Prop 65の「Safe Harbor値」と比較し、**実際に警告が必要かを検証**

3. 対応方針を決定

Reformation（化学物質を除去）、**警告表示**、**販売中止／リコール**等

4. 原告団体と和解交渉

V. 新法と他州の動向

V.新法と他州の動向



□ Prop 65 改正 (Short-Form Warning)

✓ 短縮警告改正の背景

- **2018年より化学物質不要**の短縮版が導入…掲載スペースの制約に配慮
- 以降、商品ラベルに 短縮形 (Short-form Warning) が広く利用され、**過剰使用・乱用**が問題に
- 「化学物質名が不明」「消費者にとって情報不足」との指摘あり
 - 👉 OEHHAが**改正を提案**
 - 👉 2025年1月**施行**・・・**2028年1月1日**よりスタート(**移行期間3年**)

V.新法と他州の動向

□ Prop 65 改正 (Short-Form Warning)

✓ 主な改正の内容

- 従来の短縮警告:

“ ⚠ WARNING: Cancer – www.P65Warnings.ca.gov ”

- 改正後の短縮警告

👉 化学物質名を明記する形式に変更:

例 発がん性物質 (Carcinogens)

“Cancer risk from exposure to [化学物質名]. See www.P65Warnings.ca.gov.”

“Can expose you to [化学物質名], a carcinogen. See www.P65Warnings.ca.gov.”



V.新法と他州の動向

□CA州AB 1148: Safer Food Packaging Act of 2025

- 概要:
食品包装から特定の有害化学物質を段階的に禁止することを目的
- 禁止対象化学物質
ビスフェノール類、オルト-フタル酸エステル類
- Prop 65との違い
Prop 65は「警告表示義務」に留まるが、AB 1148は使用そのものを禁止
- 適用範囲
缶やボトルの内側、テイクアウト容器、使い捨て食器類など広範な食品包装
- 施行時期:
2027年1月1日から施行予定(但し法案成立は現状未定)



V.新法と他州の動向

□オレゴン州 – Toxic-Free Kids Act

- 目的: **子どもを有害化学物質**から守る
 - フタル酸エステル類、ビスフェノール類、鉛、カドミニウム、PFAS等
- 対象製品: **12歳以下向け**の製品(玩具、衣類、子供用化粧品、ベビーカー等)
- 除外: **食品・食品包装・医薬品**など
- 仕組み:
 - 有害化学物質を含む製品を **オレゴン州で販売するメーカー・輸入業者に報告義務**
 - 報告先: High Priority Chemical Data System (**WA州等他州と共通**)
 - **3回**報告した場合⇒有害化学物質を**除去**／代替物質に**置換え**／**免除申請**
 - **4回**報告した場合⇒**販売禁止**



V.新法と他州の動向

□オレゴン州 – Toxic-Free Kids Act

- 報告基準
 - 意図的に添加した場合: Practical Quantification Limit(測定できるレベル)以上
 - 不純物の場合: 100ppm (0.01%)以上
- 報告頻度: 2年ごと(Biennial Notice)
- 2026年からの変更点
 - 従来: カテゴリー単位で報告(例: 衣類カテゴリ)
 - 今後: ブランド名+製品モデル単位で報告👉 販売禁止措置も現実的に
 - 初回: 2024-2025年販売分(2026年1月31日まで)
- Prop 65との違い: 「州への報告」が中心・・・私的執行は限定的

V.新法と他州の動向

□ワシントン州 – Safer Products for Washington

- 目的: **消費者を有害化学物質**から守る
- 仕組み:



5年ごとに見直し・規制強化するサイクル制

①有害化学物質を選ぶ⇒②その化学物質を含む製品を選ぶ⇒③規制方法を決める

👉 **第1サイクル**が2019年に開始⇒2023年にルール確定⇒**2025年1月から施行**

- **PFAS**:カーペットやラグへの**使用禁止**、一部革製品等は**報告義務**
- **フタル酸類**:フタル酸を含むビニール床材などを**使用制限**
- **ビスフェノール類**:感熱紙や飲料缶で**使用制限** など

V.新法と他州の動向

□ 周辺規制 – **EPR**法制度

- 背景
 - 米国各州で急速に拡大
 - **廃棄物管理のコスト**を自治体から「生産者」に転嫁
- 主な対象
 - **包装材、サービス包装材**(テイクアウト容器、カップ、プラスチック製カトラリー等)
- 規制の仕組み…**各州**で制定
 - **州ごと**に制定生産者は「Producer Responsibility Organization」へ**登録・報告**
- 罰則
 - 登録・手数料未履行で**罰金**



VI. おわりに

VI. おわりに

□ 基礎理解 × 最新動向 × 実務対応

- ✓ Prop 65 **基本の理解**が出发点
- ✓ **近年の動向**を正しく把握
 - 短縮形警告 (Short-form Warning) 等の改正
 - **ターゲット**とされる化学物質と事業者
 - Prop 65以外の環境規制、**全米への拡大の潮流**
- ✓ サプライチェーンの**立ち位置に基づく実務対応**
 - ✓ 調査・報告・通知
 - ✓ **契約書**における担保
 - ✓ **60 Days Notice**はいずれ来るものと認識して準備



ご清聴ありがとうございました

Questions???



弊社では米国の法律に関わる**最新情報・ウェビナーの案内**等のニュースレターを配信しております。ご希望の方は、上記QRコードまたは柿内のメールアドレス skakiuchi@sgrlaw.com からお申し込み下さい。

※本レポート、セミナーで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本レポート・セミナーで提供していた内容に関して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。禁無断転載

事務所紹介

Smith, Gambrell & Russell, LLP (SGR)

スミス ガンブレール ラッセル法律事務所 (SGR法律事務所) は、1893年に創設された創業132年の米国ジョージア州アトランタ市発祥の総合法律事務所です。ニューヨーク (NY)、ロサンゼルス (CA)、ワシントン DC、マイアミ・ジャクソンビル・タンパ (FL)、オースチン (TX)、シカゴ (IL)、シャーロット (NC) など全米の主要な10都市+Munich (ドイツ)、London・Southampton (イギリス)、Milan (イタリア) 含め世界14拠点到オフィスを構え、約350人の弁護士が所属しています。アメリカ国外では、イギリスとドイツに拠点があります。取扱分野は、法人設立、各種契約、M&A・合併・業務提携、雇用・労務、訴訟・紛争、企業誘致・助成金交渉、貿易・通商関連、環境、建設、不動産、知財、倒産、税務、遺産相続計画、年金・福利厚生、海事、サイバーセキュリティ・情報保護法、移民法・ビザ等、企業法務全般を全州でカバーしています。全米法律事務所ランキング・トップ200 (Am Law 200) にも継続して選出されています。日本チームは、上記の総合法律サービスを日本語により提供しています。詳しくは、SGR法律事務所の日本語ページをご参照ください。ご不明な点、ご質問等ございましたら、正式にご起用いただくまで費用は発生いたしませんので、お気軽にご相談ください。

日本語ページ <https://www.sgrlaw.com/practices/japan-practice-team/>

* 弊所では、米国の法律に関わる最新情報・ウェビナーの案内等ニュースレターを配信しております。ご希望の方は、ジャパンデスク 柿内のメールアドレス skakiuchi@sgrlaw.com からお申し込み下さい。



JETRO

